

前川 右京選手後援会

【 謙 津 魂 】

第1条 (名称)

この会の名称は「前川 右京選手後援会 謙津魂」と称する。

第2条 (目的)

前川右京選手のプロ野球活動を応援し、会員相互の交流と親睦を図ることを目的とする。併せて野球を愛する少年・少女に夢と希望を与え、健全な青少年の育成も目的の一つとする。また、地域福祉事業、慈善事業への取り組みも積極的に行う。

第3条 (事業)

この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行うものとする。

- 1.前川右京選手の応援及び応援観戦
- 2.前川右京選手との激励会、交流会などの開催
- 3.前川右京選手出席による少年野球教室等の社会貢献活動
- 4.福祉事業、慈善事業団体への寄付活動（震災など）
- 5.その他

第4条 (役員)

この会には、次の役員をおく。

- ・ 会長
- ・ 副会長
- ・ 理事（5名）
- ・ 発起人

第5条 (組織)

この会には、次の組織をおく。

- 1.役員会・役員会は発起人が2カ月毎に招集する
- 2.本会の重要な事項は役員会にて審議する

第6条 (会計)

本会の会計は特定非営利法人 TSU の会計に準じ、総会で承認に付さなければならない。

第7条 (定義)

この会は当該年の1月1日から翌年12月31日までを1年とする。

*但し、設立の初年度は設立日から翌年12月31日までを1年とする。

*2025年以降は該当シーズンの会費入金日を入会日とし、その該当シーズンの12月31日までを1年とする。

第8条 (会員構成)

- 1.「前川 右京選手後援会」の会則及び目的等を理解した人を本会の会員とする。
- 2.第2条、第3条の目的を達成するため反社会勢力の排除に関する条例を遵守する人。

第9条 (会員の条件と運営)

- 1.会則を遵守し、本会の目的・事業等の内容を理解し賛同出来る人。
- 2.当会の会費を納めた者
- 3.第10条第4項各号のいずれにも該当しない者
- 4.当会は特定非営利法人 TSU が運営し運営・イベント等の案内は特定非営利法人 TSU ホームページで随時発信する。

第10条 (会員の心得)

- 1.前川右京選手が所属する球団並びにファン獲得に努力する。
- 2.前川右京選手及びその家族に負担となる様な行動は慎む事。
- 3.この会の秩序と統制を乱さない事。

第11条 (入会手続)

- 1.この会に入会を希望する人は、入会申込書に必要事項を記入の上、事務局に提出しなければならない。
- 2.申込書、振込手続きが完了次第、本会員とする。

第12条 (会費)

会員の年会費は以下の通りとする。

個人会員 ※ 年会費 8,000 円

家族会員 年会費 5,000 円 (2 名以降は)

※個人会員は 18 歳以上であること

1. イベントは別途行事内容により大人から子供まで費用が発生する。
ただし、野球教室は無料とする。
2. 会員の年会費は入会申込と同時に納入しなければならない。
3. 年会費は後援会が定めた期間を 1 年間とします。
4. 当会の会費は後援会活動費にのみ運用します。

第 13 条 (会員資格の継続及び退会)

1. 会員が退会した場合、又は会員資格を失効した場合、すでに納入している年会費については返却しないものとする。
2. 次年度年会費の納入、更新手続きが頂けない場合、本会員を退会したものとします。
3. 会員資格の継続を希望する各会員は、会員資格を有する年度の次年度の年会費の納入をすることで、次年度の会員資格を有するものとする。
4. 第 3 項の規定にかかわらず、本会役員会は、各会員が下記のいずれかに該当すると判断した場合には、本会役員会は、各会員の会員資格をとりけす。
 - 入会申込書の記載内容に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあったこと
 - 入力済みフォームの入力内容に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあること
 - 過去に本会の規約違反により、本会の入会が取り消された場合または本会からの退会処分をされたことがあったこと
 - 暴力団、暴力団関係企業・団体その他の反社会的勢力に所属する場合及び暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者と関係していること
 - 所属団体の公式ファンクラブに入会できない者
 - 所属団体・その他 1 2 球団や試合開催球場に対する迷惑行為をはたらいた者
 - 年会費の未納があったこと
 - 前川右京選手、他の会員に対する迷惑行為が存したこと

第 14 条 (会則改編)

当会の会則は役員会で協議の上、本会員に大きく不利益が生じることのない範囲で改編できるものとする。会則改編は、主に本会運営、イベント事業等、社会情勢等を考慮し柔軟に対応できることを目的とする。

第 15 条 (解散)

1. 本会は、前川右京選手がプロ野球選手を引退した日の属する年度末をもって解散する。
2. 本会の存続が困難と判断される事情が生じたときは、役員会の決定により本会を解散することができる。

第 16 条 (個人情報)

会員の個人情報は個人情報保護法により保護され、後援会での目的以外では使用致しません。

【振込先】
北伊勢信用金庫
白子支店
口座番号：1179320
口座名：特定非営利活動法人 TSU
(トクテイヒエイリカツドウホウジンティエスユ)